

はじめに

「文化財」という言葉を聞いて、皆さんはどのようなものを思い浮かべますか？立派なお城ですか？ありがたい仏像ですか？当然、そういったものもありますが、昔の人々が暮らしていた跡などの史跡や、国土の成り立ちを知ることができる地層などの天然記念物も文化財の仲間です。他にもまだまだ種類があります。

文化財は、先人達が守り、受け継いできた地域の“宝”です。私たちの長野県には沢山の文化財があり、今を生きる私たちは、先人達と同じように、適切に後世に引き継いでいく責任があります。

長野県教育委員会では、県内の文化財を県民の皆さんに知っていただき、地域に誇りを持っていただくとともに、文化財を核として地域の活性化などに取り組んでいただくきっかけになることを期待して、文化財をわかりやすく紹介するガイドブックを作成いたしました。

多くの県民の皆様は、県内の文化財に興味を持っていただき、地域の歴史や将来の長野県を考える一助としてご利用いただければ幸いです。

長野県教育委員会

もくじ

- 1 文化財ってなに？
- 2 美術工芸品
- 8 建造物
- 14 民俗文化財
- 16 埋蔵文化財
- 18 史跡
- 22 重要文化的景観
- 24 名勝
- 28 天然記念物
- 32 本文で紹介している長野県内の文化財
 - ・北信エリア
 - ・東信エリア
 - ・南信エリア
 - ・中信エリア

※本書に掲載した写真は、各市町村教育委員会及び所蔵者・所蔵機関から提供いただきました。厚く御礼申し上げます。

文化財ってなに？



文化財保護法では、文化財を「有形文化財」、「無形文化財」、「民俗文化財」、「記念物」、「文化的景観」及び「伝統的建造物群」と定義しています。

これらの文化財のうち、重要なものを国や地方公共団体が指定・選定・登録し、重点的に保護しています。国の場合、文化財の指定・選定・登録は、文部科学大臣が文化審議会に諮問し、その答申を受けて行うこととされています。また、地方公共団体については、各文化財保護条例を制定して保護しています。

なお、無形文化財、無形民俗文化財では、指定のほかに記録作成等の措置を講ずべきものを国の場合は文化

庁長官が選択し、その記録の作成に努めています。

そのほかに、土地に埋蔵されている文化財を「埋蔵文化財」、文化財の保存・修理に必要な伝統的技術・技能を「文化財の保存技術」と呼び、保護の対象としています。

長野県の場合、文化財保護条例を制定して保存及び活用に取り組んでいますが、有形文化財に関して長野県が指定した文化財を「長野県宝」と呼ぶ点が他の地方公共団体にはない特徴です。

最近では、文化財保護法の保護対象を含むより広い範囲を「文化遺産」「記憶遺産」などとして保護しようとする機運が盛り上がっています。

文化財保護法(国)及び文化財保護条例(長野県)に定められる文化財

